

当社子会社敷地内での土壌汚染対策法の区域指定について

2022年9月8日に公表いたしました、当社の子会社であるセントラル硝子販売株式会社（本社：東京都杉並区）静岡支店での土壌汚染につきまして、静岡市による区域指定を受けましたので、お知らせいたします。

1. 静岡市による区域指定概要

① 区域指定

要措置区域（当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域）

② 指定年月日

2022年9月30日

③ 対象区域

静岡市葵区牧ヶ谷2421番、2422番、2423番及び2424番のそれぞれの一部（別図の通り）

④ 土壌の汚染状態が土壌溶出基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

⑤ 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

2. 今後の対応

上記の区域指定を受けた土地につきましては、静岡市のご指導を仰ぎながら、土壌汚染対策法に基づき適正な対応を行ってまいります。

前記のとおり、当該要措置区域において講ずべき指示措置は「地下水の水質の測定」とされており、これまでに実施された当該区域内での地下水の水質測定の結果は基準に適合しています。また、静岡市による周辺の地下水の水質調査においても、環境基準に適合していることが確認されています。もっとも、当社と致しましては、早期かつ確実に土壌汚染を解消するため、専門業者にて対策工事（汚染土壌の掘削除去工事）を実施する予定です。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

セントラル硝子株式会社 硝子販売部 03-3259-7119

(別図)

【周辺地図】



静岡市葵区牧ヶ谷 2424 番（住居表示）の一部

静岡市葵区牧ヶ谷 2421 番、2422 番、2423 番及び 2424 番（地番表示）のそれぞれの一部

【平面図】

要措置区域

